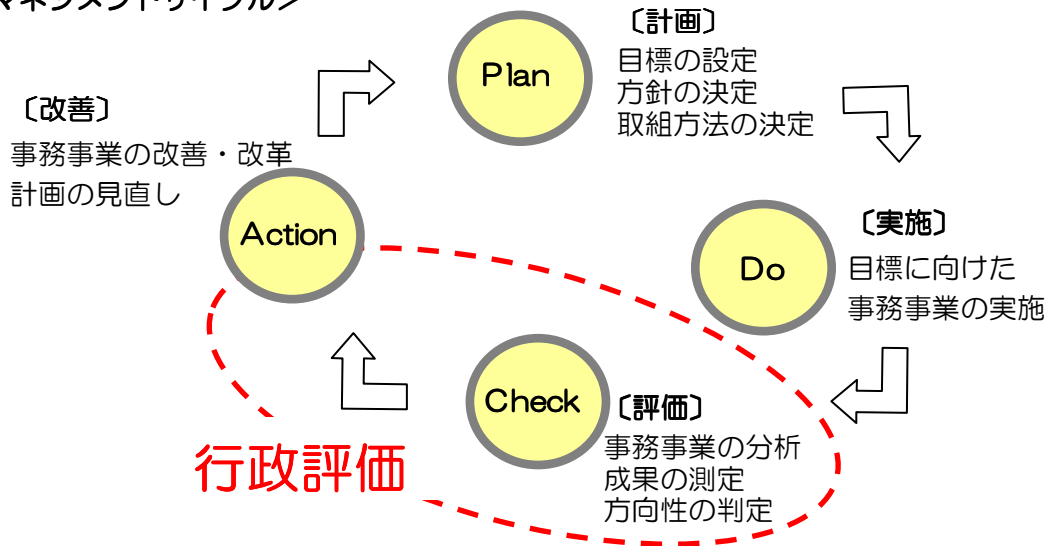


# 行政評価（施策評価）の概要

## 1 行政評価の概要

行政評価とは、行政が行う施策や事業等について、「市民にとっての効果があるか」や「当初の計画どおりに成果はあがっているか」などの客観的な視点から評価・検証を行うもので、その結果を事務改善や次の計画に反映させることにより、より効果的で効率的な行政運営を行うためのマネジメントサイクルの Check〔評価〕－Action〔改善〕にあたります。

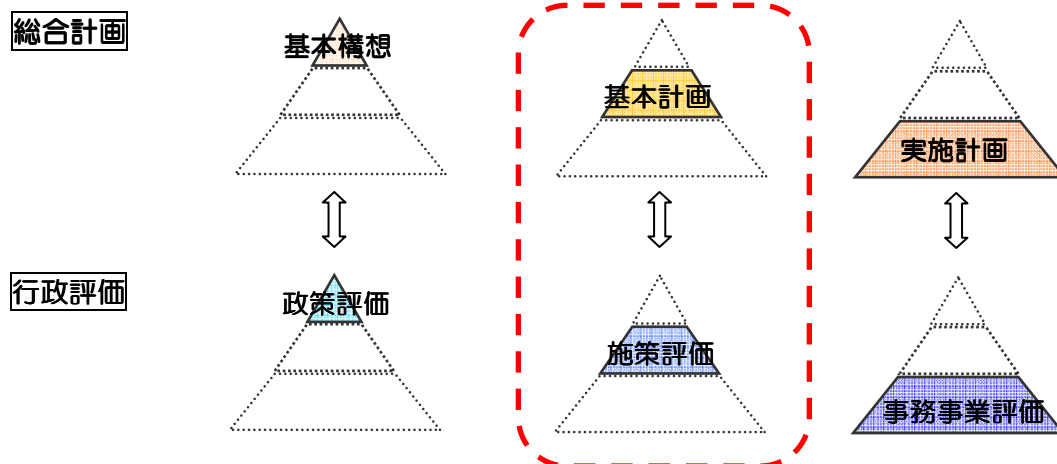
### <マネジメントサイクル>



## 2 これまでの取組

行政評価には、一般的に政策評価・施策評価・事務事業評価の3種類があります。本市は、平成19年度から21年度までの3年間については事務事業評価を実施し、平成22年度からは、市政運営の目的である北名古屋市総合計画（以下、「総合計画」という。）の実現に向けて、政策や施策についても適切に判断していく必要があることから、施策評価を実施しています。

### <総合計画と行政評価の関係>

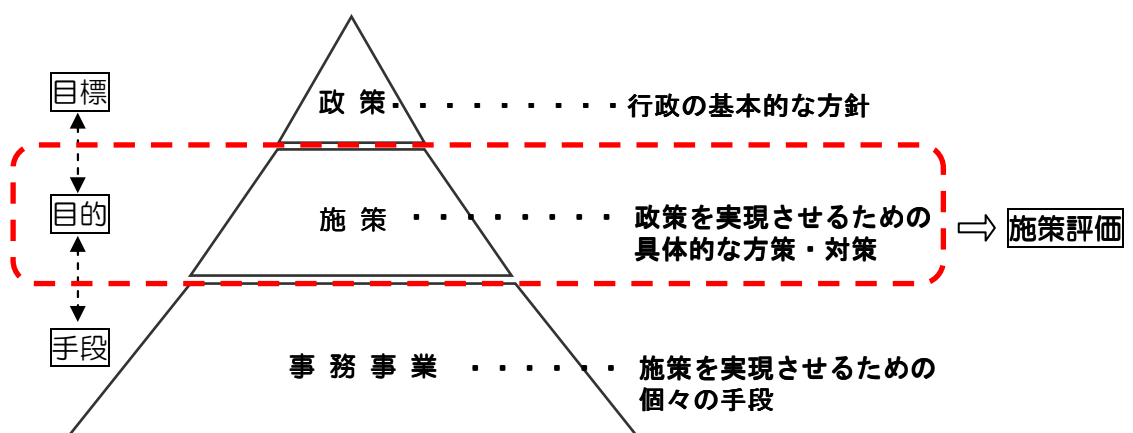


### 3 施策評価の目的

- (1) 行政活動の目的の達成状況を分かりやすく示すこと  
施策ごとに数値的な指標を設定することにより、各施策の方向性を検討するための基礎データとして活用するとともに、市民に各施策の達成状況を分かりやすく示し説明責任を果たすことができます。
- (2) 行政活動の目的を達成する上での課題を明確にし、取組方向を定めること  
各指標の達成状況等を分析することにより、各施策の課題を明確にするとともに、課題を解決するための取組方向を検討し定めます。
- (3) 行政活動（事務事業）の目的を明確にすること  
実際の行政活動は事務事業ベースで進められますが、事務事業は目的である施策を達成するための手段に過ぎません。各事務事業を施策に関連付けることによって目的が明確になります。これにより、施策の方向性に沿った無駄のない効率的な事務事業を行うことができます。
- (4) 総合計画の進捗状況を測る目安とすること  
施策評価を継続して行うことによって、総合計画で示した施策の進捗状況を測る目安とすることができます。

#### <施策評価のイメージ図>

施策の達成度、課題及び取組方向、事務事業の位置付けを確認

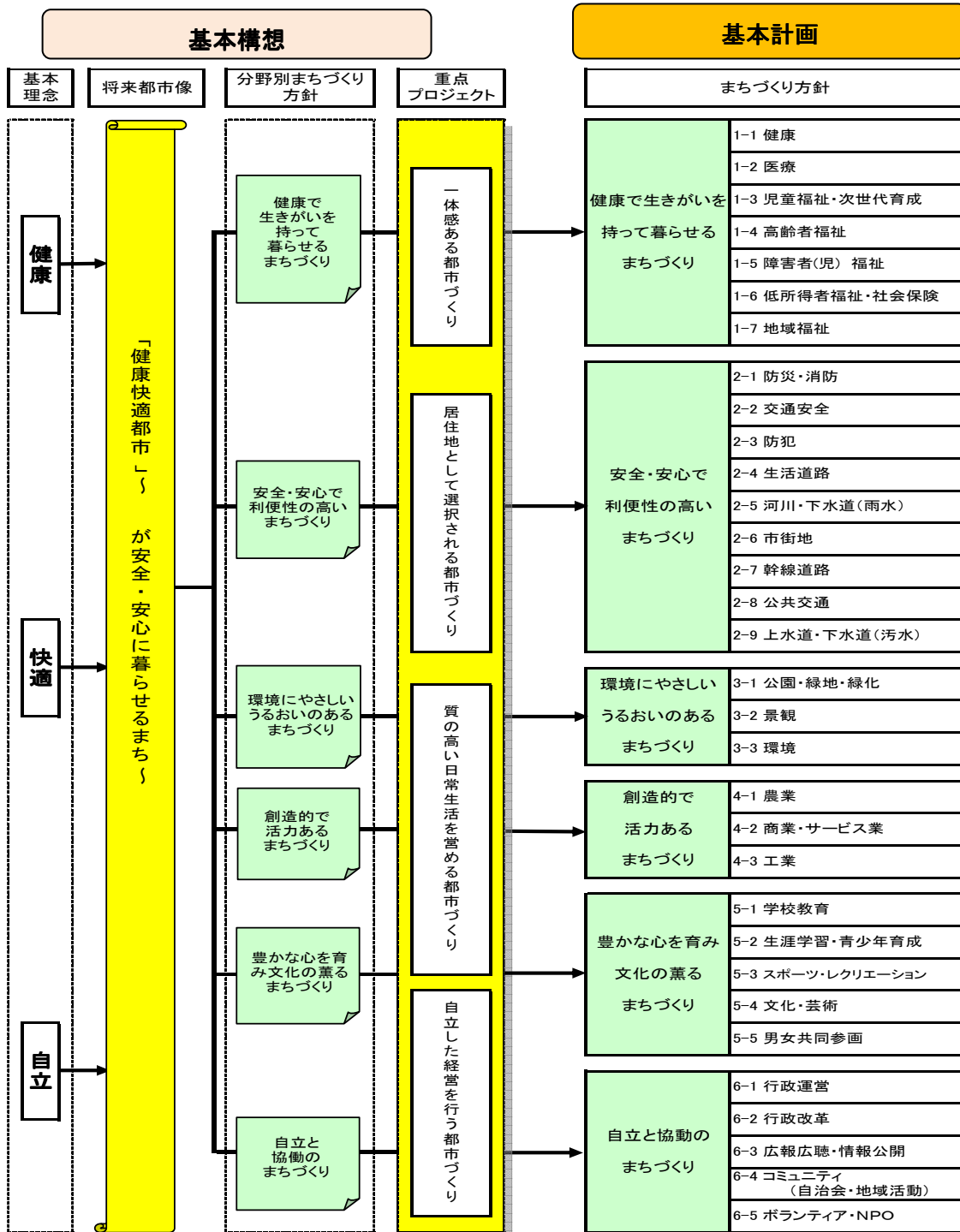


## 4 施策評価の体系

総合計画に定められた32の基本計画を「施策」と捉え、予算科目上の事業を「事務事業」として各施策に関連付け（体系化）した上で、評価を実施しています。

なお、総合計画の対象外事業（選挙・統計・平和関係）は、評価をしていません。

### <総合計画の構成>



施策（総合計画の32の基本計画）